

はじめに

法学研究所長 郷田正萬

「研究年報」一三二号が刊行されることになりました。久保敦彦前所長を引きつぐ所長として、仕事の不慣れや初めての「研究年報」の編集と言うこともあつて、発行がやや遅れたことをお詫び申し上げます。

周知のように、司法制度改革の一環として二〇〇四年四月から法科大学院の講義が開始しておりますが、そのような変化と連動して、法学研究所の組織や研究の方向もやや変わることになってきましたので、この機会に（この紙面を通じて）、新執行部の今後の方針と構想を少々申し上げておきたいと思ひます。

まず第一は、設立後二五年間に築き上げてきた本法学研究所の伝統を継承しながら、新しい法学研究環境に相應しい、新しい法学研究所の展望を切り開いていきたい、と思つております。

それとの関連でもう一つ申し上げたいことは、従来、「研究所」中心の共同研究奨励制度が副学長の主管する「総合学術研究推進委員会」の運営へ移行することに伴い、共同研究体制について法学研究所もそれに合わせた独自の研究体制の確立に取り組まなければならなくなりました。

はじめに
そしてまた、従来は、法学会で発行している「神奈川法学」とやや異なる性格の研究誌を刊行しようという方針か

ら、単独論文はできるだけ掲載していなかったのですが、今後は単独論文も共同研究論文と並行して掲載する方針に転換して行きたいと思えます。

第二は、二〇〇四年四月から、本法学研究所傘下に、付設機関として「国際人権センター」と「地方自治センター」が新たに設置されるようになったのは、すでに広く知られていることでもあります。この両センターが同一組織の下で並置されていることから分かるように、人権と自治を実質的に関連つけて研究することや、人権と自治に関する情報を集めそれを社会に広く提供することを目的にしております。

以上のような方針の下で、今後の本研究所は運営・活動して行くこととなりますが、この度の「研究年報」においては、特に「国際人権センター」と「地方自治センター」の設置を記念して四つの特別講演が行われており、その内容を掲載しております。

国際人権センター関連の講演としては、濱田純一・東京大学教授の「インターネットと人権」という主題であり、それは今日のインターネットが人権に対して与えている影響について論じているものであります。もう一つの講演は、憲法改正が今日の大きな議論になっている最中で、樋口陽一・東京大学名誉教授の「憲法改正の前提」となる事実について述べた講演であります。

また、地方自治センター関連の講演会としては、元真鶴町長でありました三木邦之氏の「市町村合併の制度と現実」というテーマで、真鶴・湯河原の合併過程において生じた諸問題点を取り上げており、磯部力・立教大学教授は「自治体法学への期待と課題」に関する問題を取り上げております。

また、座談会では、清水誠名誉教授の「市民法をめぐって」というテーマで開催されましたが、その全内容を掲載しております。

この座談会は本学に都合十年間勤務してから退職することになりました清水誠教授の「市民法学」に関する先生のお考えと「法学教育」に関して語って頂いたものであります。そして、この座談会には、東京大学の広渡清吾教授にも参加して頂いております。お忙しい中参加して頂き本当に感謝しております。

その他、吉井蒼生夫教授を代表者とする、「日中韓三国における法の近代化過程の比較研究」に関する共同研究報告も掲載しております。

この場では、これらの諸講演や座談会のすべての内容を一々ご紹介できませんが、それぞれの具体的な内容については、直接に「研究年報」を是非ご一読なさることを特にお願い致します。

最後に、久保敦彦前所長をはじめとする前執行部一同の献身的な努力に感謝すると共に、その間に積み上げた成果を一層発展させて行くことを誓いながら、挨拶に代えさせて頂きたいと思えます。